

長 介 第 9 1 8 号
平成 2 9 年 3 月 8 日

認知症対応型共同生活介護事業者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における
福祉用具の費用負担の変更について（通知）

日ごろから長岡市の介護保険行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

長岡市では今まで、グループホームにおける利用者の処遇上必要となった福祉用具の費用負担に関する問い合わせに対しては、事業者と利用者で協議してくださいと回答してきたところです。

このたび、入居希望者から福祉用具の費用負担について問い合わせがあり、県に確認したところ、利用者の処遇上必要となった福祉用具の利用料金は介護報酬に含まれているため、事業者が負担すべきとの見解が示されました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととしますので、今後は原則、利用者や家族から費用を徴収しないようにお願いします。

不明な点がありましたら、下記担当に御連絡ください。

記

1 利用者の処遇上必要な福祉用具の費用負担について

利用者の処遇上必要になった福祉用具の利用料金は、介護報酬に含まれています。

そのため、入居者が福祉用具を利用するにあたっては、介護支援専門員等が行うアセスメントの結果、利用者の処遇上、ベッドや車いす等の福祉用具が必要と判断した場合は、事業者の負担により介護サービスの一環として提供してください。

なお、利用者や家族の希望で特別なものを利用する場合は、個人の負担となりますが、利用者等と費用負担について協議し、その結果を文書で保存するようにしてください。

2 処遇上必要な福祉用具の例

ベッド

車いす、歩行器、歩行補助つえ

床ずれ防止装置、体位変換器

センサーマット

ポータブルトイレ

3 寝具について

寝具（布団、毛布、枕等）は、「その他の日常生活費」に該当します。

4 取り扱いの変更日

平成29年4月1日までに取り扱いの変更をお願いします。

担 当：介護保険課介護事業推進係 矢代
電 話 39-2245
FAX 39-2278